船内労働監督ニ関スル立法私見

海員の待遇を改善し其の生活を保障することは我が海運の原動力たる海員の精神的向上と人格的陶冶とを期し以て本邦海運の重要問題たることは物言ふまでもなく海上に於ける労働状態が錯雑不統一なるが為に現行の諸海上法規を以てするも海員生活保護の実を期し難きは吾人の夙に意識とする所であります。我が帝国海運の刷新期に際し世界に於ける伍方諸国の船舶を擁する世界第三位の海運国たる日本の全海運に対する我国海員の貢献に想到する時蓋し此の感を深くするものであります。

曩に大正十五年……に開かれたる第九回国際労働総会に於て船内労働監督一般原則に関する勧告が採択せられたる所以は実に是によりて危険と不安とに囲繞されたる海上労働に対し適当なる保護施設の実施を確保せんとするにありまして当時該勧告の審議の際我か帝国政府代表は其の採択に賛成せられた次第であります。私は其の趣旨の根本精神に鑑み本邦の現状と経済と各を有せらるゝことを深く信じて居ります。従て該勧告が採択されてから既に四年を経て今日に於て未だ不幸にして批准の運びに至らないのであります。然るに海運の発達と海上労働との関係特に微妙且つ重大なる今日に於ては急ぎ之に対する立法的措置を講せらるゝ事の緊要なることは海員の実際生活と生計に依り生ずる実践上に於ける深甚なる労苦を排除する上に於て政府当局に於ても認められることと存じます。殊に最近数年来の悲惨な海難の大半が船内に於ける労働監督制度の確立に依りて其の禍を未前に防止するを得べかりし事実に徴しても如何に当局が此の点に関して之を知悉するか之を熟知して居るのを見る次第です。下記海公法に於ける海事行政の現実的運動によりて海員の福利増進を鑑み以て我が国の見地より如上の希望を提

財團法人 協調會